

## 海外で臓器移植（海外渡航移植）を受けられた患者さんへ

世界的な臓器移植医療の普及が進んでいるなか、正当かつ適切なルールに基づかない非倫理的な行為・搾取的な行為に基づいた臓器移植は、臓器移植法に違反する可能性があり、医療従事者や医療施設はこれらを防止する使命があります。当院におきましても、このような臓器移植は断固として許容できないと考えており、根絶するための取り組みをしていく所存です。

当院におきましては、海外で臓器移植を受けられ、その後帰国された方が移植後のフォローアップ診療を希望された場合、『臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言』のほか、我が国の『臓器の移植に関する法律（臓器移植法）』、『日本移植学会倫理指針』、『生体腎移植ガイドライン』に則り対応いたします。原則として、違法性のある臓器移植を受けられたと判断された場合、当院での診療をお断り申し上げます。

令和5年12月  
金沢大学附属病院長